

油濁基金 だより

No. 40
1989.3



財団法人 漁場油濁被害救済基金



昭和63年12月2日に東京都大島地区の差木地漁協地先海岸一帯
に漂着したオイル・ボールの防除清掃作業風景。(その1)

目 次

(寄 稿)

現行の類似制度の比較検討(2) 小賀野晶一 1

(隨 想)

油濁事故の想い出 沖縄県漁連 金城課長 8

(基金記事)

1. 原因者不明の油濁被害が漁家に及ぼす影響調査報告 11

2. 中央・地方審査会の動き 23

3. 役員、評議委員の改選について 25

(官庁等人事異動) 28

(編集後記)

(人物紹介)

青森県漁連／久保沢係長

(そ の 他)

『No.39』地方審査会委員名の訂正

現行の類似制度の比較検討(2)

—漁場油濁問題調査検討会関連資料—

秋田大学助教授 小賀野 晶一

E 原子力損害賠償措置（責任保険、補償契約）

{法的根拠}

①原子力損害の賠償に関する法（昭和36.6.17 法147号）

目的；「この法律は、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もって被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的とする。」

原子力損害賠償については、無過失責任とされている（同法3条）。ただし、異常に巨大な天変地異又は社会的動乱によって生じた損害については免責される（同条但書）また、損害賠償の履行を確保するため、原子力損害賠償責任保険が導入されている

（同法8条、9条）。また、同保険その他の措置によっては埋めることのできない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約する原子力損害賠償補償契約について規定している（同法10条）。

②原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和36.6.17 法148号）

「政府は、原子力事業者を相手方として、原子力事業者の原子力損害の賠償の責任が発生した場合において、責任保険契約その

他の原子力損害を賠償するための措置によってはうめることができない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失保障を政府がすることを約し、原子力事業者が補償料を納付することを約する契約を締結することができる。」（同法2条）

{原子力損害賠償措置の内容}（被害者の救済と原子力事業の存続を目的）

一工場もしくは一事業所あたりもしくは一原子力船あたり100億円を原子力損害の賠償にあてることができる（①-7条）。損害額が賠償措置額である100億円をこえるときは、この法律の目的を達成するために必要があると認める場合に、政府は原子力事業者（外国原子力船は除く）に対して必要な援助を行う（①-16条）。

F 労働者災害補償保険給付（労災給付）

{法的根拠}

労働者災害補償保険法（昭和22.4.7 法50号）

目的；「労働者災害補償保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促

進、当該労働者及びその遺族の援護、適正な労働条件の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。」
(1条)

補償の対象は、業務上発生した災害及び通勤途上の災害である。

{給付の内容・方法}

1) 死亡の場合に遺族に給付されるもの

① 給付の種類・内容

年金(2,5,8,11月支給)または一時金
{ a 遺族補償年金(遺族年金)、b 遺族補償一時金(遺族一時金)、c 葬祭料(葬祭給付) } ()は通勤災害

② 学給打者

a) 配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(ただし、死者の収入により生計を維持されていた者に限る。また、妻以外は、18歳未満または60歳以上に限る。)

b) 年金受給権者のない場合は、a)の順位による。

c) 葯祭を行う者

③ 給付の額

a) 給付基礎日額(過去3ヶ月の平均賃金、ただし最低3,210円)×365×係数(生計を同一にする遺族の人数により245から153の間の5ランクが定められる)(年額)

b) 給付基礎日額×1,000(ただし年金として給付済の分は控除される。)

c) 18万5,000円×(給付基礎日額×30)(ただし最低給付基礎日額×60を保証

する。)

④ 備考

特別給与(賞与等)に対応する遺族特別年金、遺族特別一時金と遺族特別支給金(200万円)がある。

2) 後遺障害の場合には本人に支給されるもの

① 給付の種類

年金(2,5,8,11月の支給)または一時金
a) 障害補償年金(障害年金)
b) 障害補償一時金(障害一時金)()
は通勤災害給付

② 受給権者

a) 障害等級1~7級身体障害を残す者
b) 障害等級8~14級の身体障害を残す者

③ 給付の額

a) 給付基礎日額(上記死亡の場合と同)
×313(~131)(障害等級により7ランク)(年額)(最低保障額は約100万~約42万円)

b) 給付基礎日額(上記死亡の場合と同)
×503(~56)(障害等級により7ランク)(最低保障額は約161万~約18万円)

④ 備考

特別給与(賞与等)に対応する障害特別年金、障害特別一時金がある。

3) 疾病・傷害により本人に給付されるもの

① 給付の種類

現物給付及び年金

a) 療養補償給付(療養給付)

- b) 休業補償給付（休業給付）
c) 傷病補償給付（傷病給付）（ ）は
通勤災害給付
- ② 受給権者
- a) 業務上の事由により負傷した疾病に
かかった者
b) 上記により労働できないため賃金を
受けなかった者（4日目から支給）
c) 療養開始後18ヶ月後に負傷疾病が治
癒せず、傷病等級1～3級の傷害状態
にある者 b) の支給は打ち切られる
- ③ 給付の額
- a) 現物給付（療養の給付－診察、薬剤
または治療材料の支給、処置・手術そ
の他の治療、病院等への収容、看護、
移送）（ただし療養費の給付に代える
こともある）
b) 給付基礎日額（上記死亡の場合と同）
×100分の60（ただし2級は277、3級
は245の係数を乗ずる。最低保障額は
約100万～79万円。）
- ④ 備考
- 特別給与（賞与等）に対応する傷病特別
年金がある。
- {費用負担}**
- 使用者
- G 予防接種健康被害補償給付
- {法的根拠}**
- 予防接種法（昭和23.6.30 法68号）
目的省「この法律は、伝染の虜がある疾
病の発生及びまん延を予防するために、
予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進
に寄与することを目的とする。」（1条）
- 昭和51年に、予防接種事故の救済制度を
創設した。救済の対象となる予防接種は、
予防接種法による予防接種及び結核予防法
による結核の予防接種である。
- {給付の内容・方法}**
- 1) 死亡の場合に遺族に給付されるもの
- ① 給付の種類
- 一時金
a) 死亡一時金
b) 葬祭料
- ② 受給権者
- a) 次の順位（配偶者、子、死者と同一
生計にあった父母、死者と同一生計に
あった孫、死者と同一生計にあった祖
父母、死者と同一生計にあった兄弟姉
妹）
b) 葬祭を行う者
- ③ 給付の額
- a) 1,700万円（ただし死者の年金受給
期間によっては98～5%に減額される
ことがある。）
b) 11万3,000円
- ④ 備考
- 賠償給付をうけたときは給付の制限をう
け、返還を命じられることがある。
- 2) 後遺傷害の場合に本人に給付されるも
の
- ① 給付の種類
- 年金（1,4,7,10月支給）
a) 傷害児養育年金

b) 傷害年金	であるとの考え方による。)
② 受給権者	
a) 18歳未満の傷害の等級1～2級の者 を養育する者	
b) 18歳以上の傷害の等級1～3級の者	
③ 給付の額（いずれも年額）	
a) 在宅児1級障害児118万5,600円、2 級障害児69万9,600円、施設収容児省 1級障害児57万3,600円、2級障害児 38万1,800円	H 日本体育・学校健康センター災害共済 給付
b) 1級傷害者244万5,600円、2級傷害 者159万8,400円、3級傷害者120万円	{法的根拠} 日本体育・学校健康センター法（昭和 60.12.6 法92号）
3) 疾病・傷害の場合に本人に給付される もの	目的「日本体育・学校健康センター法は、 体育の振興と児童、生徒等の健康の保持増 進を図るため、その設置する体育施設の適 切かつ効率的な運営、義務教育諸学校等の 管理下における児童、生徒等の災害に関す る必要な給付、学校給食用物資の適正円滑 な供給その他体育、学校安全及び学校給食 の普及充実等を行い、もって国民の心身の 健全な発達に寄与することを目的とする。」 (1条)
① 給付の種類 金銭	学校（小学校、中学校、高等学校、高等 専門学校、幼稚園、盲学校、聾学校、養護 学校、保育所）の管理下での児童等の負傷、 疾病、障害、死亡について、日本体育・学 校健康センターが災害共済給付を行う。補 償あるいは損害賠償ではなく、相互援助的 な共済制度である。
② 受給権者 予防接種を受けたことによる疾病につい て医療を受ける者	
③ 給付の額（いずれも月額）	
a) 患者本人負担分のみ（健保等による 給付分を除く）	{給付の内容・方法}
b) 通院3日以上2万8,500円、3日未 満2万6,500円、入院8日以上2万 8,500円、8日未満2万6,500円、入院 及び通院を共にした者2万8,500円	1) 死亡の場合に本人に給付されるもの
{費用負担}	① 給付の種類 一時金として死亡見舞金
市町村（予防接種によりその者の居住す る市町村の免疫水準が維持されるため、そ の利益を受ける市町村が費用負担をすべき	受給権者 児童・生徒の保護者（ただし生徒が成年 に達しているときは、配偶者、子、父母、 祖父母、兄弟姉妹の順位となる。）

② 納付の額

1,200万円（学校管理下における事故の場合）

600万円（上に準ずる場合、例えば寄宿者内での事故や、通学途上の事故など）

2) 後遺傷害の場合には本人に納付されるもの

① 納付の種類

一時金として傷害見舞金

② 受給権者

児童・生徒の保護者（ただし生徒が成年に達しているときは本人）

③ 納付の額

傷害等級1～14級までの等級に応じて、
1,800万円～33万円まで（学校管理下における事故の場合）、又は900万円～16万5,000円まで（死亡の場合と同）

3) 疾病・傷害の場合

① 納付の種類

金銭

医療費

② 受給権者

後遺傷害の場合と同

③ 納付の額

健保による医療費（ただし看護・移送は学校健康会が必要と認めた場合にかぎる）の10分の3（ただし最高限度額5万1,000円／月）+左の額の10分の1（ただし、実費が健保による療養費を下回ったときは実費を基準とする。）

{費用負担}

給付財源は、保護者及び学校設置者によ

る共済掛金、国庫からの支出である。

I 証人等の被害についての補償給付
{法的根拠}

証人等の被害についての給付に関する法律（昭和33.4.30 法109号）

目的；「この法律は、刑事事件の証人若しくは参考人又はその近親者が証人又は参考人の供述又は出頭に関して他人からその身体又は生命に害を加えられた場合に國において療養その他の給付を行うこととすることにより、証人又は参考人の供述及び出頭を確保し、もって刑罰法令の適正かつ迅速な適用実現に寄与することを目的とする。」
(1条)

{給付の内容・方法}

1) 死亡の場合に遺族に支払われるもの

① 納付の種類

年金（3,6,9,12月支給）又は一時金

a) 遺族給付年金

b) 遺族給付一時金

c) 葬祭料

② 受給権者

a) 労災給付の遺族補償年金（遺族年金）と同（ただし妻以外は18歳未満又は55歳以上の者もしくは傷害の状態にある者に限られる。）

b) 労災給付の遺族補償一時金（遺族一時金）と同

c) 労災給付の葬祭料（葬祭給付）と同

③ 納付の額

a) 納付基礎額×係数（年額）、納付基

基礎額は6,100円（ただし生前の収入によっては1万300円まで増額可能）に加算額を加えたもの（配偶者のあるときは440円、その他18歳未満の子、孫等につき1人あたり33円等）、係数は労災給付の場合と同様、遺族の人数により245から153の間の5ランクが定められる。

b) 給付基礎額×1,000（ただし配偶者及び被害者の収入により生計の維持を受けていた親族については、係数は700又は400となる。）
c) 20万5,000円×（給付基礎額×30）

④ 備考

賠償を受けたときはその限度で給付を制限される。a)にさいては、前払一時金制度である。

2) 後遺傷害の場合に本人に給付されるもの

① 給付の種類

年金（3,6,6,12月支給）又は一時金

- a) 傷害給付年金
- b) 傷害給付一時金

② 受給権者

- a) 傷害等級1～7級の身体傷害を残す者

- b) 傷害等級8～14級の身体傷害を残す者

③ 給付の額

給付基礎額（死亡の場合と同）×係数（労災給付の後遺傷害の場合と同）

3) 傷害・疾病の場合に本人に給付されるもの

① 給付の種類

- 現物給付及び金銭
- a) 療養給付
- b) 休業給付
- c) 傷病給付

② 受給権者

- a) 負傷し疾病にかかった被害者
- b) a)で従前の業務上の収入を失い他の収入のみちがないなど特に必要と認められる者
- c) 療養開始後18ヶ月後に負傷疾病が治癒せず、傷病等級1～3級の傷害状態にある者（b）の支給を打ち切られる。（←労災給付の場合と同）

③ 給付の額

- a) 現物給付（療養の給付・診察、薬剤又は治療材料の支給、処置・手術その他の治療、病院等への収容、看護、移送）（ただし療養費の給付に代えることもある）（←労災給付の場合と同）
- b) 給付基礎額（死亡の場合と同）×100分の60以内
- c) 給付基礎額×313ないし245（労災給付の場合と同じく傷害等級により3ランクに分かれる。）

J 消費生活用製品安全法による基金給付 {法的根拠}

消費生活用製品安全法（昭和48.6.6 法31号）

目的；「この法律は、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危

害の発生の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、消費生活用製品の安全性の確保につき民間の自主的な活動を促進するための措置を講じ、もって一般消費者の利益を保護することを目的とする。」（1条）

{給付の内容・方法}

1) 死亡の場合に遺族に給付されるもの

① 納付の種類

一時金として、損害賠償

② 受給権者

被害者の相続人

③ 納付の額

2,000万円を限度とする生産物賠償責任

保険を付保する。

④ 備考

仮渡金制度がある（60万円）。

2) 後遺障害の場合に本人に支給されるもの

① 納付の種類

一時金として、損害賠償

② 受給権者

被害者本人

③ 納付の額

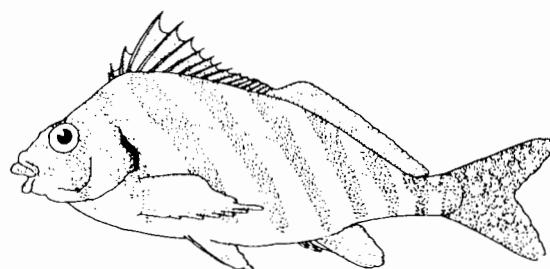
死亡の場合と同

④ 備考

仮渡金制度がある（60万円）。

3) 疾病・障害の場合に本人に給付されるもの

すべて後遺障害の場合と同じ



私と油との出会い

沖縄県漁連企画指導課

課長 金城保男

原稿を頼まれた時、実のところ当惑した。業務のことであれば率先して…となるが、ものを書くとなるとどうも勝手が違うのでこまる。若かりしころに恋文でも数多く書くような機会があったのであれば、それほど苦にすることもなかろうにと一人つぶやいてみても始まらない。せっかくの我が同志である（財）漁場油濁被害救済基金（「基金」）からの依頼もあるので、なり振り構わず筆を執ることにした次第である。

基金が関係者のご努力によって昭和50年3月に設立をみて以来、沖縄県下の油濁被害を受けた漁業者等は、毎年度基金より油濁被害の救済を受けている。

顧みると、沖縄における同制度の救済の第一号がなんと現在、新聞、テレビ等で報道され、一躍県民はもとより全国、そして国際問題にまで発展し、今や注目の的になっている沖縄本島から南西400キロメートルに位置する八重山群島の石垣島であった。同島にある白保海岸一帯にオイルボールが漂着し、そこが最初の清掃作業の場所となつた。現在、この白保海岸一帯がこれを埋立てて新石垣島空港建設予定地として目されており、これに対し地元住民はサンゴ保護を訴えているが、ここが最初の油濁事故の場所とはなんとも皮肉な巡り合わせである。

沖縄は離島が多く、基金設立当初の制度説明会にも、私は基金の協力の下に、県下各地を歩き廻ったものである。行く先々の浜では、「これも救済の対象となるのか」等の驚きの声がとび出したものであった。

基金が出来る以前までは、オイルボールが漂着しても、被害請求をどこにしたら良いのかわからないということもあって、漁業者はあきれはてた格好で、半ば捨て鉢な気持ちで話していたものである。

今では同制度の存在が各浜に浸透し、油濁の清掃作業があるところ必ずといつていよいよ、顔を出すため、巷では、私のことを俗にコールタール課長といった有り難くない異名を頂いたこと也有ったが、このような雑音はともかく、ひたすら沖縄の今後の増養殖漁業の発展を考えると、生産性の低い漁業者のためにも同制度を存続させるよう頑張らねばと力が湧き出てくるのである。私と油との出会いの始まりの源は、ここにあったのだと一人密かに確信している。

このような、微力ながら基金の指導の下に活動する私をはじめ指導課職員の熱意が伝わったとみるべきかは定かではないが、地域によっては留守をあずかる漁協婦人部が中心となって、自らの生活の源である漁

場を守るために、漁協傘下の協力団体として同事業に積極的に取り組んでいるところがある。これこそまさしく、協同組合運動の原点とも言うべきもので、婦人パワーが漁協組織に貢献している好例として、高く評価すべきであろう。

過去におけるオイルボールの漂着による油濁事故を振り返ってみると、沖縄諸島の東側（太平洋）、西側（東シナ海）の海域は、本土の備蓄基地等へ石油を輸送するタンカールートの海域であり、石油輸入の盛んな頃は、10万トン級のタンカー船が一日30隻余往来し、台風銀座の異名をもつと同時に、もうひとつ油船銀座とも言われていた。それほどタンカー船が頻繁に沖合を往来し、それがわがもの顔で何の悪びれた様子もなく、廃油をまき散らしていた。当時、沖縄の漁業者にとっては漁業燃油等に対する低価格の恩典は何一つなく、無人島の如き超大型タンカーの航行によって周辺海域での漁船の操業はおびやかされ、常に危険と隣りあわせの状況での漁船の操業であった。このような漁船の安全操業の問題、また、これらの船舶からの無責任、無神経な不法投棄によるオイルボールの海岸漂着は、浅海漁業へ被害を与え漁業者の怒りをつのらせるばかりであった。わが国の産業界発展のしわよせが、もろに沖縄の漁業者にもたらされてくるのである。漁業者としては、これらの船舶は沖縄近海域を避けて通って貰いたいと願ったものである。

忘れもしないのが昭和55年7月に、沖縄

本島の東海岸へ赤い大豆どころか真っ黒のポール状のものから原油に近いタール状のものまで、国頭から南は糸満に至る海岸に、砂浜を埋めつくすように多量の油が漂着した。あたかも海岸線沿いを舗装道路にするために、タールを流したかのように真っ黒な帯状になっている光景をみたとき、沖縄県下にも石油の備蓄基地があるだけに、未だ記憶に新しいあの昭和49年の三菱石油水島製油所からの重油流出事故の二の舞ではないかとの錯覚が、頭をよぎったものである。

このような事故が頻発すれば、生産基盤の脆弱な沖縄には「泣き面に蜂」である。このような大規模油濁事故は、油濁被害の救済事業で油の除去さえすれば万事済ませられるものではないが、油濁被害の救済制度の下で漂着したオイルボールの除去作業を漁業者をはじめ婦人達が動員して行った。作業は炎天下で過酷を極め、油濁被害の未然防止のための活動が続けられた。その折りに見られた漁業者等の油の除去作業の手際のよさに、行政当局等関係機関は賞賛の声をあげたものである。

また、当時、油濁事故の大きさに漁業関係者をはじめ県民のショックは大きく、その模様は毎日のように新聞、テレビ等に報道され、紙面を賑わせたものである。他方、県議会においても、油濁事故の徹底究明と油濁事故の未然防止に積極的に取り組まれ、県議会の委員会に生産者を代表して県漁連が参考人として列席を求められた。その時、

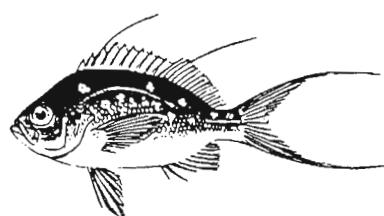
小生も当時の役員に随行し、お偉い先生方の席で発言したが、このことは小生の人生の中で最も貴重な体験であった。油濁事故があったればこそその体験ではあるが、公害担当者として当然の仕事であり、複雑な心境である。

県議会をはじめ、漁業界と一体となって取り組んだこともあるて、不法投棄の取締強化ならびに監視体制の拡充強化を図るため、海上保安庁では第11管区海上保安本部に海上公害課を新設させることとした。こ

の甲斐もあってかどうか、或は近年輸入石油量の減少等もあってのことかオイルボール漂着が少なくなってきたているようではあるが、依然として油濁被害は頻発しており、今後も石油関連産業が続く限りなくなることはないだろう。そのためにも他に例のない、現行の油濁被害救済制度の灯を消すことなく、全国関係者や行政機関が一丸となって制度の存続或いは発展的新制度の創設に向けて、一層のご努力を切望するものである。



(著者近影)



原因者不明の油濁被害が漁家に及ぼす影響調査報告（その1）

わが国の漁業は、かつては沿岸から沖合へ、沖合から遠洋へと急速な外延的発展を遂げてきたが、主要漁業国は昭和40年代の後半から自国周辺の外国漁船の漁獲規制を強化し、昭和50年代の初めには200浬制度を本格的に実施し始めたため、遠洋漁業の生産量は急激に減少してきており(表1)、昭和63年の数量は公表されていないが更に減少した様子である。このようなこともあって、今後さらに一層需要の強い中高級魚介類を中心とする沿岸漁業の生産の増大が必要とされている。

そうするためには、わが国周辺水域における需要動向に即した資源の増大を図るための種苗の生産、放流等の施策や沿岸水域における増養殖漁場等の整備開発等の諸施策のなお一層の展開により、周辺水域の水産資源の増大と高度利用をさらに積極的に図っていく必要があるとされており、それには漁場環境を保全することが從来にも増して重要になってきている。

このような漁業情勢のなかで、原因者不明の油濁による漁業被害の発生は、依然として続いている。

油濁の発生は僻地、離島の他産業に乏しく漁業への依存度の高い漁村地帯によくみられる。

漁業者は、このような漁村地帯で磯根資源等を対象とした沿岸漁業に従事し、きびしい条件のもとに生計を営んでいる者が多い。

これら漁村地帯で発生する油濁は、被害を受けた漁業への依存度が高い故に漁業者に対し深刻な打撃を与える。漁業者は持つてゆき場のない怒りを抱き、油濁漁場の復旧作業に懸命となる。

このような被害の救済については、石油に依存して経済活動を行っている海運・石油関連業界からの協力、国・都道府県の支援により救済の措置がとられている。

しかしながら、この救済措置も被害を受けた漁業者が実際に蒙った損害額を、最低限補填するにとどまっている。

その受けた被害の深さ、救済対象とならない損失の態様はどのようなものであるか。今回、「油濁被害が漁家経済に及ぼす影響について」、從来、油濁基金で行ってきた諸調査結果を基に、若干の補足的現地調査を加えとりまとめた。

その結果、大要次のようなことが判明した。

1. 最も被害発生率の高いノリ養殖業を始め、沿岸磯根資源を対象とする漁業者の利潤は少なく、油濁の発生はその経営に

表1 海面漁業・養殖業、部門別生産量及び生産金額

(単位 数量：千トン， 金額：億円)

区分	部門	海面漁業・養殖業					
		計	遠洋	沖合	沿岸	小計	漁業
生産量	45年	9,147	3,429	3,279	2,438	1,889	549
	50年	10,346	3,187	4,451	2,708	1,935	773
	55年	10,900	2,167	5,705	3,029	2,037	992
	60年	11,965	2,111	6,498	3,356	2,268	1,088
	62年	12,267	2,344	6,634	3,288	2,151	1,137
生産金額	45年	9,204	2,969	2,368	3,867	2,515	1,352
	50年	17,740	4,761	5,311	7,668	5,132	2,536
	55年	26,024	5,722	8,301	12,002	7,315	4,687
	60年	27,141	6,828	7,583	12,730	7,508	5,222
	62年	24,174	5,402	6,561	12,212	7,290	4,922

資料：農林水産省「漁業養殖生産統計年報」

(注)1. 遠洋で漁獲量の最も多かった年次は、昭和48年で3,988千トン。

2. 表には内水面および捕鯨業は含まれていない。

大きな打撃をもたらすこと。

2. 沿岸漁業者は、盛漁期には出漁すれば1日当たり2万円近くの漁獲があるにも拘わらず、海岸や地先海面に油が漂着・漂流した時には、自らの漁場を守るため低額の労務費をいとわず防除・清掃事業に率先従事していること。

3. 救済の対象とされない油濁に伴う損失、例えば、油濁発生時における漁協の要した諸経費、販売手数料の減収の他、漁業被害額が50万円を下廻る場合の足切り等の問題があること。

なお、本稿のとりまとめには、既往の諸調査に携わって頂いた秋山博一氏にその殆どをお願いした。

以下、その詳細を記述する。

原因者不明の油濁被害の救済の対象となっているものとしては、生産物の被害、漁船・漁具・養殖施設の被害、休漁被害等のいわゆる「漁業被害」と、漁場油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃を行う「防除・清掃」とがある。

「漁業被害」の発生状況を、漁場油濁被害救済事業が開始された昭和50年度以降61年度までの過去12年間についてみると、年間平均10件、153百万円で、「防除・清掃」については、年平均52件、104百万円となっている。

事業実施に必要な経費は、「救済金」については拠出団体である石油に依存した経済活動に従事する者が全額、「防除費」については拠出団体と国・都道府県がそれぞれ1/2を負担している。被害の認定、救済金支払等の業務実施に必要な経費は、原則として国が全額負担している。

以下、「漁業被害」と「防除・清掃」と

に分けて記述する。

I 漁業被害

1. ノリ養殖業

(1) 経営の状況

ノリ養殖業に及ぼした油濁被害の影響を見るに当たって、まず当該経営の状況をみてみると次のとおりである。

表2は、農林水産省統計情報部(「農統」)の調査によるノリ養殖業の最近5ヶ年間の経営状況をしたものである。

ノリ養殖業の経営体数は、昭和50年以降小規模経営体の脱落から減少の一途をたどり(表2)、61年には56年の約3割減の約1万9,000経営体となったにも拘わらず収穫量は増加傾向にある(表2、表3)。然しながら、生産過剰気味で価格が低迷し(表2)、1漁家当たりの養殖収入は800万円台を上下している(表3)。

一方、養殖支出は最近の過大化する設備投資の減価償却費の増大等を反映し、年々増加しているため、養殖所得は減少し続け

ている(表3)。

養殖収入から養殖経営費(養殖支出+見積家族労賃)を差引いた養殖純収益は59年から赤字に転じ、その額は年々増大している(表3)。これについては後述する如く、見積家族労賃の圧縮、他産業からの収入等により、経営が継続されているものと考えられる。

表2 年次別ノリ養殖業経営体数等の推移(全国)

区分 年次	経営体数	収穫量 (百万枚)	平均単価 (円/枚)
昭 51	33,625	7,425	14.18
52	31,763	7,077	18.39
53	30,266	9,191	16.90
54	29,560	8,369	18.72
55	28,325	9,191	14.28
56	26,495	8,911	12.83
57	24,436	6,913	17.69
58	22,044	9,560	12.29
59	21,297	10,372	12.94
60	20,405	9,159	11.47
61	18,889	10,478	11.44

資料: 1. 経営体数、収穫量は農林水産省「漁業養殖生産統計年報」
2. 平均単価は、全漁連資料

表3 ノリ養殖業漁家の経営(1漁家当たり)

区分 年次	昭57年	58	59	60	61
収 穫 量 A	451 千枚	649	612	682	738
養 殖 収 入 B	7,789.1千円	8,081.0	7,380.5	7,758.0	8,175.9
養 殖 支 出 C	5,089.7千円	5,369.4	5,476.3	6,037.9	6,594.1
うち減価償却費H ()内は% H/B	2,611.9千円 (33.5)	2,635.4 (32.6)	2,852.7 (38.7)	3,207.6 (41.3)	3,722.2 (56.4)
養 殖 所 得 D (B-C)	2,699.4千円	2,711.6	1,904.2	1,720.1	1,581.8
見 積 家 族 労 賃 E ()内は% E/B	1,934.5千円 (27.5)	2,389.6 (30.8)	2,387.6 (30.4)	2,496.2 (29.2)	2,642.8 (28.6)
養 殖 経 営 費 F (C+E)	7,024.2千円	7,759.0	7,863.9	8,534.1	9,236.9
養 殖 純 利 益 G (B-F)	764.9千円	322.0	△ 483.4	△ 776.1	△ 1,061.0

資料: 農林水産省「漁業経営調査報告(漁家の部)」

これを地帯別に61年分についてみれば表4のとおりで、東海地帯を除き全国的に純収益は赤字となっている。

表4 地域別ノリ養殖業漁家の経営（1漁家当り）

区分	地帯	東 北	東京湾	東 海	有 明 海	瀬戸内海
収 獲 量 A	742 千枚	524	771	810	703	
養 殖 収 入 B	6,783.4千円	5,792.0	10,295.8	9,729.7	6,438.7	
養 殖 支 出 C	5,933.2千円	4,339.3	6,626.9	7,714.9	6,216.7	
養 殖 所 得 D (B - C)	850.2千円	1,452.7	3,668.9	2,014.8	222.0	
見 積 家 族 労 貨 E	2,727.0千円	2,567.7	2,830.2	3,090.9	2,159.7	
養 殖 経 営 費 F (C + E)	8,660.2千円	6,907.0	9,457.1	10,805.8	8,376.4	
養 殖 純 収 益 G (B - F)	△1,876.8千円	△1,115.0	838.7	△1,076.1	△1,937.7	

資料：農林水産省「漁業経済調査報告（漁家の部）」昭和61年

養殖経営費は、養殖支出に見積家族労賃を加えたものであるが、養殖経営費中に占める見積家族労賃は概ね30%内外で大きな比重を示している（表3）。

見積家族労賃を時給におすと、658～968円である（表5）。8時間労働として、日給にすると、「東北」の5,264円を最低として「東海」の7,744円が最高となっている。

図1の「全国」は、油濁被害の常襲地帯である「東京湾」「東海」「瀬戸内海」の3地帯分を合計した農林水産省調査対象養殖漁家の漁業所得の分布をしたものである。この3地帯全体では、赤字の養殖漁家が22.7%、100万円未満が15.9%、100～200万円が20.5%、この3者で59.1%と過半数をしめている。

海域によっては、事情はかなり異なる。伊勢湾を主とする東海地帯では「東海」に見るように、200万円以上の漁業所得の経営が78.6%と多く、「瀬戸内海」は僅かに

24%にすぎない。

以上のことからみて、ノリ養殖漁家は養殖所得の減少を見積家族労賃により補い、ようやくその経営を保っているといえる。

ただし、これらのノリ養殖漁家の多くは、ノリ養殖時期以外には漁船漁業、採貝業、或は農業等他産業に従事し、年間として生計を作り立せているものと考えられる。

表5 計算上の見積家族労賃

区分 地帯	見積家族 労賃(千円)	労働時間 (h)	時 給 (円)	日 給 (円)
東 北	2,727.0	4,142	658	5,264
東京湾	2,567.7	3,158	813	6,504
東 海	2,830.2	2,924	968	7,744
有 明 海	3,090.9	3,563	867	6,936
瀬戸内海	2,159.7	2,433	888	7,104

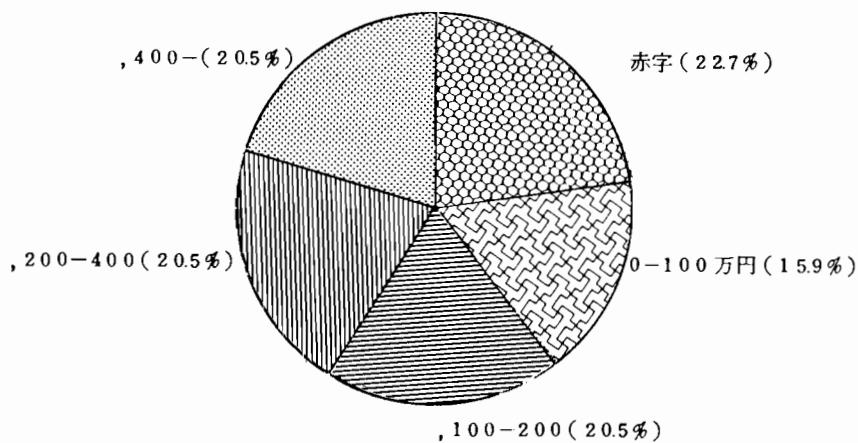
資料：農林水産省「漁業経営調査報告（漁家の部）」昭和61年
注 見積家族労賃

漁業経営に投下された自家労働力について労賃相当額を見積もり、漁業経営費を算定するために計算するもので以下により行った。

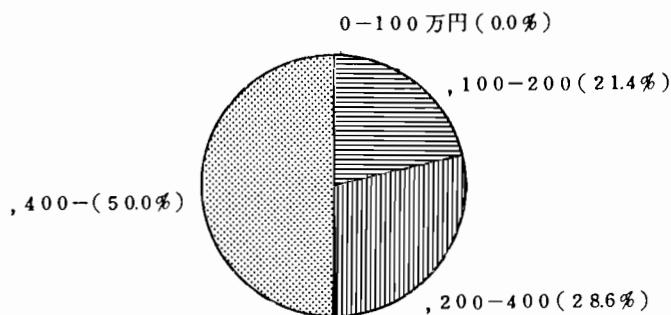
- a. 見積家族労賃の算定は、家族従事者の男女別に調査地のほぼ類似した漁業雇用労働者の平均1日又は1時間当たりの労賃を算定し、これに労働日数又は延べ労働時間を乗じて算出した。
- b. 漁業雇用労働者の平均労賃が算定できない場合は、遊漁案内船の賃金、農業雇用労賃及び土木工事等の労賃から類推して算出した。

図1 漁業所得の分布

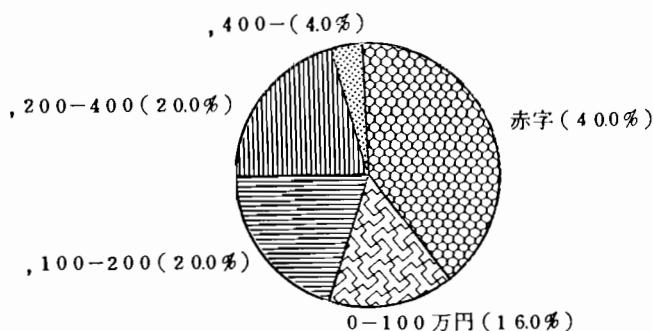
—全 国 —



—東 海 —



—瀬戸内海 —



資料：農林水産省「漁業経済調査報告（漁家の部）」昭和61年

- (注) 1. 漁業所得は、養殖業以外の漁業（採貝、採藻業、小型漁船漁業等）を営む場合には、これらの所得も含んでいる。
2. 本調査で対象とした「1ノリ養殖業」における経営体は、殆どがノリ養殖業を主体とした経営体であり、その統計はノリ養殖業のみに関する数値である。

(2) 油濁被害の影響

ア. 油濁被害の発生

漁場へ油が流入、漂着すると当然のことながら各種の漁業被害が発生する。主な被害漁業種類と漁業被害の態様は次のとおりである。

〔主な被害漁業種類〕

磯根漁業（採藻・採貝等）、ノリ養殖業、魚類養殖業、定置網漁業、刺網漁業、まき網漁業、船びき網漁業、曳縄漁業、底びき網漁業等

〔漁業被害の態様〕

(1) 磯根資源（ひじき、いわのり、うに、あわび等）、養殖生産物等への付着による枯死、死亡、成長阻害及び収穫物、漁獲物の汚染、着臭等による被害

(2) 養殖施設、漁具等の汚染及び生産の中断、休漁等による被害

(3) 漂流油及び海岸漂着油の回収、排除等の被害

水域別では、①大型タンカーの航行する黒潮流域の沖縄諸島、薩南諸島、伊豆諸島の海域、②小型タンカー等多数の船舶の航行する対馬海流流域の長崎、山口、島根等各県沿岸海域、③石油精製所等が多数集中し、また多数の船舶の航行する瀬戸内海、伊勢湾、東京湾、とくに香川、兵庫、愛知、千葉等の沿岸水域での油濁による漁業被害が多くみられる。

ノリ養殖業の被害は、このうち③の沿岸水域に多くみられる（表7）。その発生状況は被害漁業種類のなかでも圧倒的に多い。

表6 油濁による漁業被害の発生（4月～3月）

区分 年次	被 告 総 数 A		うちノリ養殖業B		比 率 B / A	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
昭 57	8 件	165,332 千円	6 件	86,030 千円	75 %	52 %
58	6	106,743	3	21,108	50	20
59	10	64,898	9	64,059	90	99
60	10	305,750	7	227,405	70	74
61	2	27,399	2	27,399	100	100
計	36	670,122	27	426,001	75	64

最近5ヶ年間における発生状況を表6でみると全漁業被害に占める比率は、件数で7.5%、金額で64%となっている。

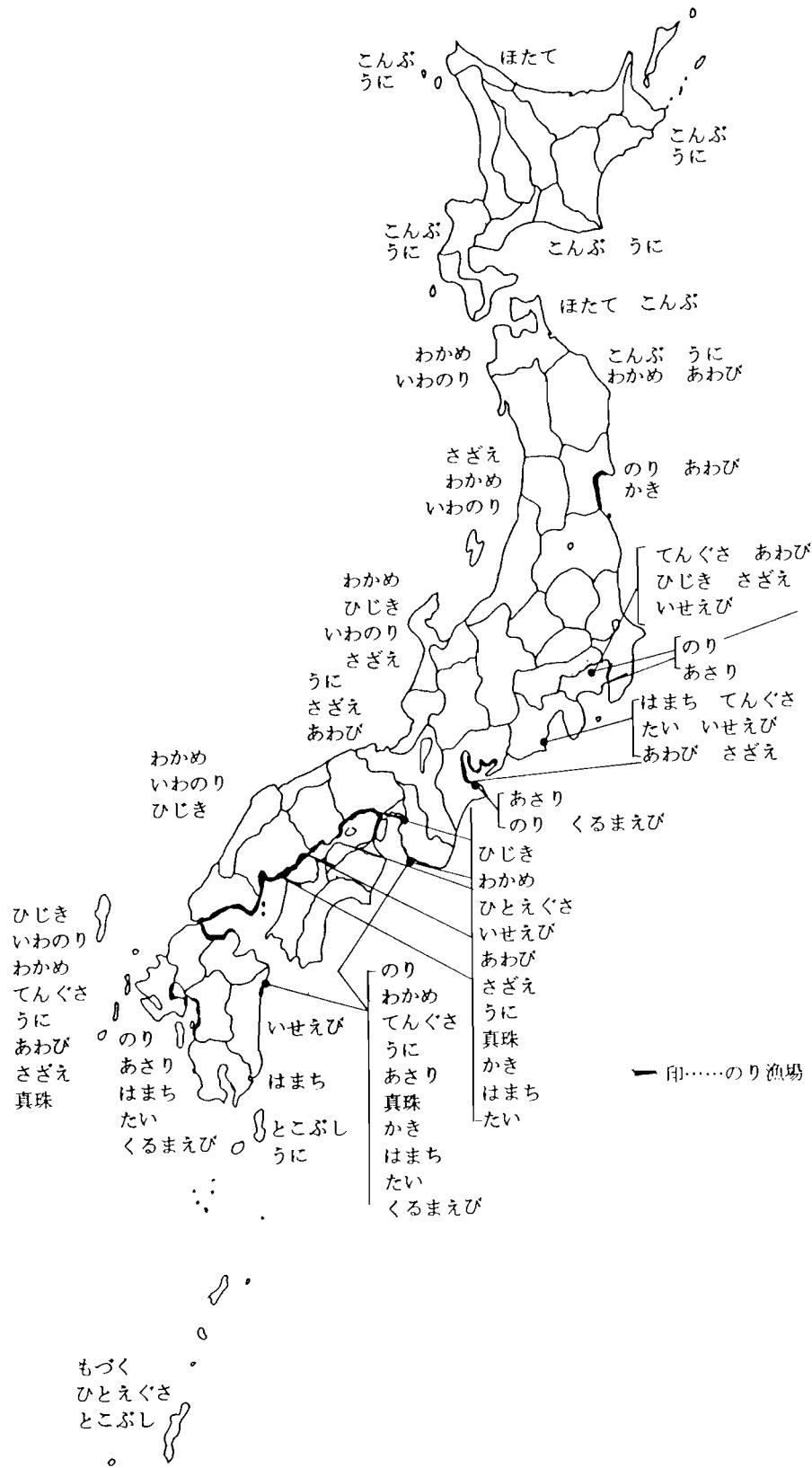
これは、ノリ養殖業の養殖形態が沿岸地先の海面に固定的に浮上敷設される漁法であるため、その時の気象・海象により油の被害を受けやすいせいであると考えられる。

イ. 救済制度の効果

油濁被害のノリ養殖経営に与える影響について、まず2つのことが指摘されよう。

第1は、既に述べたように極めて低い自家劳賃水準しか実現しない状況の下では、たとえ僅かな被害でも漁業者には、甚大な影響となって跳ね返って来る。例えば、前

表7 沿岸漁場



述の見積家族労賃の計算結果を見てみると、月給にして20万円に満たない。ここから1万円でも差し引くと、その影響は極めて大きいことは、いうまでもない。

第2は、漁業者が最も恐れている影響である。ノリ漁場に油が入った、ということだけで、その漁場のノリ全てが、油で汚染されていると見られ、価格が全面的に暴落することである。付近の漁場も巻添えを食うことも珍しくない。風評による価格の暴落である。

この2つの影響を、救済制度によって最低限に止めようとする救済制度は、なによりも漁業者にとって有難いことである。特に第2の点については、本制度があるため疑わしい製品を流通経路に乗せないように、漁協も責任をもって漁業者を指導するようになった。このことをノリ商人も十分知るところとなって、油濁被害がおきても、ノリ暴落の悪影響を蒙らなくて済むようになったのである。

ウ. ノリ被害の現れかたと影響

既に述べたように、ノリ養殖経営は、地域的にも個別的にも差異がある。その結果として、被害の現れかた・経営への打撃の程度にも差異がある。その一つ一つを取り上げることはできない。そこで極めて大雑把であるが、2つに分けて考えてみたい。ノリ漁場の行使方法は、割当柵数（ノリ網数）は平等であり、漁場の善し悪しによる不公平をなくすため、割当柵を1ヶ所に集中させることなく、広く分散配置する。こ

のため、狭小な場所が、集中的に汚染されたとしても、被害は多人数に分散されいく。だが、漁場の広狭・漁業者の多寡によって、被害の現れかたが異なって来る。表8によると「東海」地帯で油濁事故が多く代表的漁場をもつ愛知県下鬼崎漁協地区（「鬼崎」）は漁場が広く、個人の割当柵数は少なく、かつ、あちこちに分散されている。他方、「瀬戸内海」地帯で油濁事故の多い香川県下内海町漁協地区（「内海」）は、割当柵が1ヶ所に集中している。こうした差が、被害影響の差となって現れて来る。

内海では、油濁による被害額は、1経営当たり平時売上高の30%と大きな被害となっている。鬼崎は、被害総額そのものが内海の23%と小さく、被害者数が7.4倍と多いので、平時売上高に対する被害額は1.4%と小さい。仮に、内海と同程度の被害（30,499千円）としても、1経営当たりすると586.5千円、平時売上高の5.9%になる。平時売上高に対する被害額は低いとはいえ、風評による価格の下落とそれに伴う減収は、これらの数値で判断できないものがある。

もう少し具体的にみると、鬼崎は、基金発足以来毎年1～3回の油濁被害で受けている伊勢湾での常襲地帯である。この故に、被害への対応、処理の方法などについて経験も深く、その体制も十分整っている。したがって常襲地帯でありながら、油がきても、鬼崎産のものなら安心だという評価が定着し、かつて、風評による下落を経験した鬼崎にとって、この制度は著しく重要な

ものとなっているのである。

つまり、鬼崎では、油濁の救済制度10年余りの歴史の中で、この制度がノリ養殖生産体制に不可分な制度として定着した、ということである。この制度が失われることは、鬼崎ノリ養殖業の崩壊につながるといつても過言ではない。

内海町の1経営体当たりの被害額は、表8に見るように、4,357千円で、自家労賃の回収にもならず、被害による打撃は深刻なものになっている。

「瀬戸内海」地帯で油濁事故の多い愛媛県下魚島村漁協地区（「魚島」）は、鬼崎と同じくノリ養殖業が盛んで油濁の常襲地帯である。基金創立以来、平均年に1.3回の

被害を受けている。その売上高は、古い資料だが昭和59年度で、総計237,149千円である。この年に受けた油濁被害は、28,712千円だから、12.1%の被害率である（表8）。そして問題なのは、魚島村は、人口僅か400名余の過疎地帯であり、しかも公務員・その他を除くと260名前後という人口で、このうち220-230名は漁業者という構成である。

その水揚げは、同年4億55百万円、うちノリが2億37百万円52%と過半数を占めている。その9.7%が被害を受けたということは、魚島村の経済にとって容易ならない問題といえる。

表8 被害の現れかた（昭和59年度）

区分 漁協	被 害 年 月	経 営 者 数		経 営 棚 数		被害総数 (千円)	1 経営当り (千円)	
		総 数	ウチ被害棚	総 数	ウチ被害棚		被害額	平時売上
鬼 崎	昭59. 3	152	52	16,323	628	7,281	140.0	約10,000
内 海 町	昭61. 1	7	7	2,762	1,512	30,499	4,357.0	15,043
魚 島 村	昭59.11	9	6	7,110	1,460	11,410	2,883.0	26,349
	昭61. 1	9	6	7,110	1,920	17,302	1,902.0	
	計（59年度に2回被害）				3,380	28,712	4,785.0	26,349

（注）被害は生産物被害



(3) 救済金支給額について

ア. アンケート結果

昭和61・62年度に於て、油濁による漁業被害者、防除清掃作業従事者に対して、本制度に関する意識調査を行った。そのなかに支給額に対する被害ノリ養殖業者の意識を調べたものがある。

表9がそれであり、それを分かりやすくしたもののが、図2である。調査地域も対象者も少ないが、油濁によるノリ被害地域の代表値として十分であろう。

これによると、「十分だ」「まあまあ」と回答した者が47.9%、「不十分だ」「全く不十分だ」が丁度50%、「分からぬ」2.1%となる。「全く不十分」も僅かに4.2%と少ないから、これを無視すると、肯定的な意見の者が、若干多いということになる。

これは、この救済制度がいわゆる「補償」

でなく、「救済」であり、直接的な被害に限定してこれを救済するものであることを被害漁業者が理解している結果であろうと考えられる。

表9 救済金支給額に対する意見

	鬼 崎	魚 島	内 海	合 計
合 計	35	6	7	48
十分だ	2	2	3	7
まあまあ	12	-	4	16
不十分	18	4	-	22
全く不十分	2			2
分からぬ	1			1

被害計算にあたっては、その海域の妥当な平均値を採用している。だが、経営規模が全く同じでも、経費・従事人員・総労働時間・生産量・価格・売上高等に差異がある。だから例えば、被害ノリ価格を算定するときには、その地域の平均入札価格を採用しても、よい漁場、よい種

図2 救済金支給額に対する意見

—ノリ養殖業—

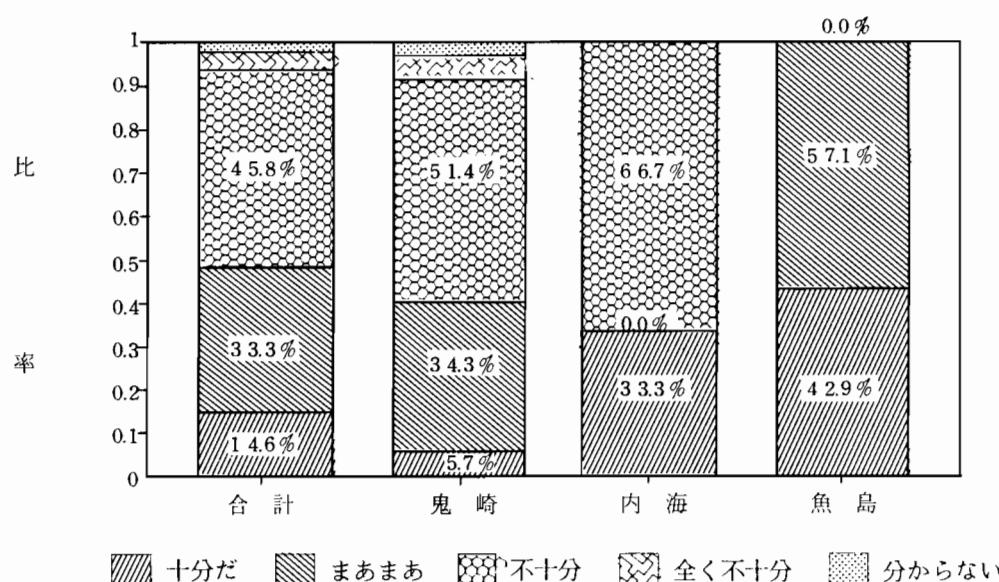


表10 支給までの期間

	鬼 崎	魚 島	内 海	合 計
合 計	35	6	7	48
遅い	29	5	7	—
うち1月以内を望む	17	3	—	—
うち2月以内を望む	11	2	7	—
うちその他	1	—	—	—
丁度良い	3	1	—	—
早い	—	—	—	—
分からぬ	3	—	—	—

表11 漁業費用の工面

	鬼 崎	魚 島	内 海	合 計
合 計	37	8	7	52
漁協貯金を下ろした	13	1	2	16
漁協から買掛した	3	1	5	9
漁協から借金した	6	5	—	11
漁協以外で工面した	6	1	—	7
予備で間に合った	9	—	—	9

(注) 2重回答あり

よい種網、よい管理で良質のノリがしかも大量にとれたはずと言う業者にとっては、平均価格では納得できないところである。

「不十分」と答える理由である。その逆のことともいえよう。

なお「全く不十分」と回答した者が鬼崎に見えるが、漁協長の話によると、算定の方法をよく飲み込んでいないからである、とのことである。

イ. その他の諸問題

救済金支給額の多寡については、肯定・否定相半ばするところであるが、支給期間については、不満を持つものが多い。表10に見るように殆ど全てが、「遅い」と不満

を漏らしている。本基金では、2ヶ月以内に支給の努力をしているが、地方・中央審査会開催の都合や、漁連・漁協の事務処理の関係で、2ヶ月以上になることが多い。このことがどの様な結果をもたらすかは、表11に明らかである。52回答(件) 中漁協から買掛・借金が20件、よそから工面したが7件。これらは、事実上の借金であるから、52件中27件52%は、なんらかの借金を抱え込んだことになる。

借金が出来れば良いほうである。もし漁協に貸付の能力がなかったらどうなるのか。「水産業協同組合経営調査」(全漁連)によると、信用事業をしていない漁協(貸付せず)は、調査漁協1,987のうち290漁協14.6%もある。こうした漁協の例を次に挙げる。

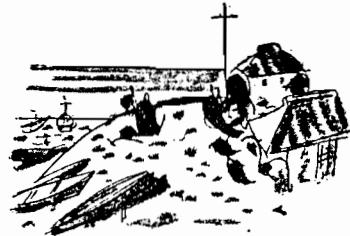
兵庫県由良町には、3つの漁協がある。由良中央、由良、東由良であり、いずれも販売事業は実施していない。信用事業は、東由良は実施しているが、他は実施していない、つまり貸付が出来ないわけである。

昭和56年12月17日、これらの漁協のノリ養殖場で88百万円に及ぶ油濁事故がおきた。養殖中の生ノリや油のついた板ノリ等生産物被害も大変だったが、何よりも使用中のノリ網が使えなくなったのが、問題であった。このため新しい種網を購入せざるを得なくなった。その数量約4,000枚、価格1枚当たり約8,000円である。3,200万円の手当が必要となったわけである。たがいずれの漁協もそんな大金はない。信用事業を実施してないので、信漁連の会員でもない。し

たがって信漁連から借りるとしても、員外並の高金利を負担しなければならない。もちろんその負担能力はない。

八方手詰まりになったとき、兵庫県水産公害対策基金の緊急融資利子補給事業が、救済の手をさし伸べてきた。この低金利の融資を受けて、油濁被害を乗り越えて、生産を続行できたのである。

この事例は、救済金支給の期間を早める方法はないか、漁場復旧までの資金手当についての対策は系統信用事業のみに任せておいて良いのか、と言う2つの問題を投げかけている、と言うことができるであろう。



原稿募集

- ☆「寄稿」…油濁に関するあらゆるひとについての、ご投稿をお願いします。400字詰2枚以上。
- ☆「隨想」…油濁の想い出とか、漁業のこと、魚のこと、船のこと、そのほか自分の趣味のことなど、なんでも結構です。肩のこらないものをお願いします。400字詰3枚以内。
- ☆送り先は、当基金あて、薄謝贈呈

中央審査会の動き

○昭和63年度第4回中央審査会

昭和63年12月21日、本年度第4回中央審査会が開催され、鹿児島県種子島地区等7件の漁場油濁被害額の審査が行われた。

今回上程された案件は、防除清掃関係のみのもので、次のような点などについて質疑応答及び指摘があり、審議検討された結果別表（表1）のとおり認定された。

(1) 鹿児島県種子島地区（西之表市漁協）

の防除清掃事業については被害規模も大きく、必要労働力を集めるのが大変だと思われるが、漁協組合員だけで足りたのか。（できるだけ早期に作業を終了するため漁協組合員はもちろんのこと婦人部等を動員して実施した。）

(2) 沖縄県宮古島地区（平良市漁協）について、油の性状分析の結果アラビアンライトと判明したそうだが、その後の保安部の捜査について照会して、原因者の究明に努められたい。（今後とも原因者の究明について保安部に要請していきたい。）

(3) 千葉県富津市地区では漁船が11隻、出動人員が14名であるが、その関係はどうなっているのか。（1隻に2名乗船している船もあり、又組合の役職員も出ているが、労務費支給の対象となる者は14名である。組合の常勤役・職員は対象外である。）

○昭和63年度第5回中央審査会

平成元年2月7日、63年度第5回中央審査会が開催され、鹿児島県種子島地区等8件の漁場油濁被害額の審査が行われた。

今回上程された案件は、漁業被害関係1件と防除清掃のみのもの7件である。漁業被害は、山口県下関市地区ののり養殖業の被害であり、地方審査会を開催し、その検討を経て上程された。これらの案件は、次のような点について質疑応答があり、審議検討された結果別表（表2）のとおり認定された。

・山口県下関市地区について、汚染されたのり原藻の摘採除去作業費は、秋葉網が網替え時期であったので、摘採経費はみないでもよいのではないか。（油濁事故がない場合、網替え時の摘時経費分は、通常価格（共販価格）に反映され、含まれており、漁業者はその対価を取得することになるが、今回は事故のためその分損失となるので、救済の対象にする必要がある。）

今回の案件の場合、摘採経費は別途防除作業費として申請され支弁の対象としているので、生産物被害額の算定の際、この摘採に要する経費部分は未必要経費として通常価格から控除しているので、問題はないと考えるが、今後、もっと理解し易い計算方法とするよう工夫してみる。）

昭和63年度第4回中央審査会上程分（表1）

県・地区名	発生年月日	推定原因	発生場所	関係漁協	主な被害内容	漁業被害 円	定常 防除清掃	備考
鹿児島県 種子島地区	63.11. 4	船舶からの排出 (オイルガール)	西之表市及び馬毛島東海岸一帯	西之表市漁協	防除清掃	"	4,575,580	H
沖縄県 宮古島地区	11. 4	("")	平良市北東海岸一帯	平良市漁協	"	"	4,265,000	
沖縄県 池間島地区	11.24	("")	池間島地先海岸一帯	池間島漁協	"	"	4,034,460	
鹿児島県 種子島地区	11.25	("")	中種子町地先海岸一帯	中種子町漁協	"	"	4,548,080	
鹿児島県 種子島地区	11.25	("")	西之表市国上地区地先海 岸一帯	西之表市漁協	"	"	2,520,760	
千葉県 富津市地区	11.27	(C重油の油膜)	全富津漁協のり漁場冲海 面	全富津漁協	"	"	308,392	
沖縄県 本部町地区	12. 5	(オイルガール)	本部漁協地先海岸一帯	本部漁協	"	"	2,481,600	
計					防除清掃 7件		22,733,872	

昭和63年度第5回中央審査会上程分（表2）

都県・地区名	発生年月日	推定原因	発生場所	関係漁協	主な被害内容	漁業被害 円	定常 防除清掃	備考
鹿児島県 種子島地区	63.10.29	船舶からの排出 (オイルガール)	南種子町地先海岸一帯	南種子町漁協	防除清掃	"	2,968,060	H
島根県 大社町地区	11.14	(タール状のC重油)	日御崎・宇電地区地先海 岸一帯	大社町漁協	"	"	103,042	
鹿児島県 沖永良部島地区	12. 2	(オイルガール)	沖永良部島地先海岸一帯	沖永良部島漁協	"	"	657,360	
東京都 大島地区	12. 5	("")	差木地漁協地先海岸一帯	差木地漁協	"	"	1,413,500	
鹿児島県 屋久島地区	12. 5	("")	上屋久町地先海岸一帯	上屋久町漁協	"	"	3,177,870	
沖縄県 宮古島地区	12.12	("")	宮古島保良漁港地先一帯	平良市漁協	"	"	202,200	
山口県 下関市地区	12.24	(C重油の廃油)	王司・才川漁協のり漁場	王司・才川漁協	のり養殖業の被害	13,412,221	262,300	
沖縄県 池間島地区	12.27	(オイルガール)	池間島地先海岸一帯	池間島漁協	防除清掃	"	2,761,220	
計					漁業被害 1件 防除清掃 8件(1)	13,412,221	11,545,552	(1)は漁業被害併せて報告 漁業被害 2件 防除清掃 25件(2)
63年度累計						15,917,706	59,704,528	

地方審査会の動き

昭和63年度のり漁期が始まり、12月に山口県下関市、平成元年1月には、愛知県常滑市のり漁場に油が流入して漁業被害が発生した。

それぞれの県において地方審査会が開催され、その検討結果が中央審査会に報告された。

○山口県漁場油濁被害等認定審査会

開催年月日	検討内容
平成元年2月7日	昭和63年12月24日、下関市王司、才川漁協のり漁場にC重油と思われる油が流入して養殖中ののり葉体が汚染されているのが判明した。両漁協では関係機関に通報するとともに合同で調査・検討した結果、汚染原藻を摘採廃棄及び汚染乾のりの廃棄を決定した。 被害区分；汚染乾のりの廃棄及び原藻の摘採廃棄による生産減、汚染物の処理費

○愛知県漁場油濁被害等認定審査会

開催年月日	検討内容
平成元年2月20日	平成元年1月26日常滑市鬼崎、常滑漁協のり漁場にA重油の廃油が流入して養殖中ののり葉体が汚染されているのが判明した。 両組合では関係機関に通報するとともに合同で調査、検討した結果、汚染原藻の摘採廃棄を決定した。 被害区分；汚染原藻の廃棄による生産減、汚染物の処理費

役員、評議員の改選について

(1) 去る平成元年3月6日及び4月4日開催の評議員会において、任期満了に伴う役員の改選が行われ、下記のとおりとなった。

油濁基金役員名簿（4月10日付）

役職	新	旧
理事長	宮原九一 (三重県漁連 会長理事)	同左
専務理事	大橋孝治	守矢哲
理事	池尻文二 (全漁連 会長理事)	山田岸松
理事	横峯平一 (千葉県漁業振興基金 理事長)	同左
理事	内田公三 (経済団体連合会 常務理事)	同左
理事	本荘正 (油濁基金前参与)	竹村一喜
監事	木村邦雄 (大日本水産会 専務理事)	佐々木輝夫

(2) 去る2月23日開催の理事会の承認を得て、任期満了に伴う評議員の委嘱が行われ、下記のとおりとなった。

評議員名	所 屬	備 考
石垣信一	石油連盟環境安全委員会副委員長	再 任
安部浩平	電気事業連合会専務理事	再 任
三木友輔	日本内航海運組合総連合会 会長	再 任
友國八郎	日本船主協会法規専門委員会委員長	再 任
菅原昭	全国漁業協同組合連合会常務理事	新 任
杉森晋	全国共済水産業協同組合連合会副会長	再 任
橋本 隆	全国漁業共済組合連合会専務理事	再 任
山内静夫	漁船保険中央会副会長	再 任
飛田勇次	中央漁業操業安全協会専務理事	再 任
真田和美	全国海苔貝類漁業協同組合連合会専務理事	再 任
曾我敬司	宮城県水産林業部長	再 任
今林靖彦	福岡県水産林務部次長	再 任

(任期は、平成元年3月6日から平成3年3月5日まで)

官 公 庁 人 事 異 動

所 属	年 月 日	職 名	新 任 者	前 任 者
水産庁	平成元年 4. 1	漁場保全課 長補佐	鈴木義久	松永喜久寿
運輸省	平成元年 4. 1	海洋・海事課長	合田憲夫	川上五郎
運輸省	平成元年 4. 1	海洋・海事課 係長	小原得司	野村一昭

お詫びと訂正

『油濁基金だより』(No.39/1988.11)の「地方審査会委員名簿」において以下のように誤りがありましたので、お詫びして訂正させて頂きます。

P.26	正	山 口	高嶋寿男	岩国商工会議所専務
16行目	誤	"	高嶋寿雄	"
P.28	正	長 崎	坂江松一郎	県漁業信用基金協会 参事
22行目	誤	"	"	県漁業信用基金協会 専務

(敬称略)

編集後記

1. 早や3月となり、吹く風も日一日と暖かさを増す季節となりました。この時期になると、油濁被害発生の頻度の高いノリ養殖が終期を迎えますので、油濁事故の突発に備え張りつめていた気持ちも大分緩みます。
2. 今年もノリ養殖業の油濁被害が、昨年12月から今年1月にかけ、山口、愛媛、兵庫、愛知の各県下で続発しました。いずれも大規模な被害とならずに済み幸いでした。しかし、たとえ被害額が小さくても漁業被害となると、被害額算出のため大忙しの毎日でした。
3. この「油濁基金だより」も本号でNo.40号を数えました。No.37号(1988.3発行)から表紙デザインや内容等の大幅改訂を行い、好評を得ているようで喜んでいます。今後さらに有識者等のご意見を拝聴するなどして、写真グラビアの掲載やいろいろな分野の方々の随想等のコーナーを設けるなどにより、内容を一層充実させてゆくつもりです。



昭和63年12月2日に東京都大島地区の差木地漁協地先海岸一帯に漂着
したオイル・ボールの防除清掃作業風景。(その2)

(人物紹介)



青森県漁業協同組合連合会
総務部 指導課 係長
久保澤 正

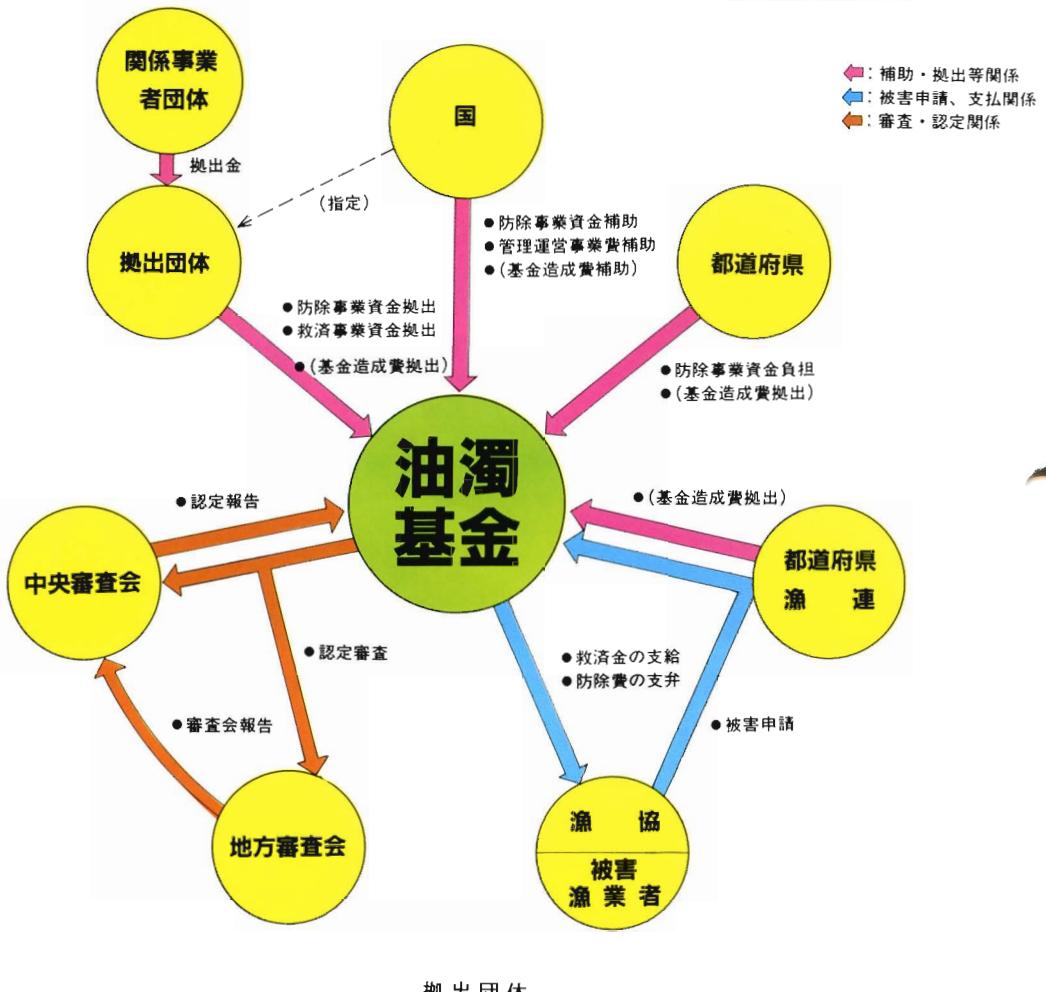
＝財油濁基金へ一言＝

昭和63年4月23日本県下北郡佐井村地区にて発生した原因者不明による油濁事故の折には、
財油濁基金役職員の適切な御指導・御協力によって漁業被害を最小限にくいとめることができました。

さらに、今回の事故では防除・清掃作業に当り、著しい汚染を伴い、過度の肉体的労働を要したため、防除清掃作業費の割増分を認めて貰うことができましたことに対し漁業者は勿論、被害組合役職員は被害救済制度及び財油濁基金関係者に対し心より感謝するとともに同制度の法制化を強く望んでおります。

今後とも御指導方よろしくお願い申し上げます。

漁場油濁被害救済制度のしくみ



農林水産省関係 (社) 大日本水産会

通商産業省関係 石油連盟

電気事業連合会

(社) 日本鉄鋼連盟

(社) 経済団体連合会

運輸省関係 (社) 日本船主協会

日本内航海運組合総連合会

(社) 日本旅客船協会

(財) 日本船舶振興会

発行月 1989年3月

発行所 財團法人 漁場油濁被害救済基金

住 所 〒101 東京都千代田区内神田2-2-1
鎌倉河岸ビル6階

電 話 03-254-7033

ファックス 03-254-3978(F)